

能美市自主防災組織補助金

区分	対象		補助率	限度額
防災倉庫の整備に必要な経費	防災活動に必要な防災資機材を収納する倉庫の整備費 購入、新築、改修、修繕		1/2	250,000円 (1,000円未満は、切捨てるものとする。)
土のうの整備に必要な経費	水防活動に必要な土のうの作製経費及び保管のために必要な備品の調達に係る経費 土のう(袋、砂、作製を業者委託も可)、パレット、防水遮光シート、ロープ、カゴ		1/2	100,000円 (1,000円未満は、切捨てるものとする。)
防災資機材の購入に必要な経費	消火用具	消火器、消火器収納箱、バケツ、ジェットシューター、ホース、放水補助器具、ノズル、ハンドル、消防活動被服・装備等	1/2	100,000円 ただし、500世帯を超える町会は、100,000円に世帯(500世帯超過分)×200円を加算した金額を限度額とする。 (当該年度4月1日現在の世帯とする。) (1,000円未満は、切捨てるものとする。)
	救出用具	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、油圧ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、つるはし、かけや、レスキューキット等		
	救護用具	救急セット、テント、担架、毛布、シート、救命胴衣、車椅子、簡易トイレ、簡易ベッド、AED(部品交換を含む。)等		
	避難用具	リヤカー、ライト、のぼり旗、メガホン、警笛、投光器、発電機、コードリール、トランシーバー、ラジオ等		
	給食・給水用具	給水タンク、ろ水装置、釜、鍋、やかん、はんごう、コンロ等		
	水防用具	合羽、長靴、ヘルメット、ボート等		
防災訓練又は防災知識発活に必要な経費	防災訓練・研修	訓練用消火器、ゼッケン、のぼり旗、教材用DVD・教材用テキスト、訓練啓発に係る印刷費、訓練資機材の借上げ料等	1/2	50,000円に世帯割として1世帯当たり100円を加算した金額を限度額とする。 (当該年度4月1日現在の世帯とする。) (1,000円未満は、切捨てるものとする。)
	防災マップ	防災マップの作成に係る経費		

能美市自衛消防団補助金

機材等に対する補助金(事前要望を要するもの)

事業区分	補助の要件等	補助率	補助限度額	備考
消防ポンプ(附属品含む。)の購入	消防ポンプの性能規格が、動力ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和61年自治省令第24号)に定めるB-2級又はB-3級の基準を満たすものであること。 現在使用の消防ポンプ取得の日から起算して7年以上が経過していること。 消防活動支援協定を締結していること。	2/3	1,000,000円	(補助の対象となる附属品の品目及び数量) 吸水管(2本)、ストレーナ(1個)、藤かご(1個)、吸水管用消火栓結合金具(1個)、消防用ホース(3本)、管鎗(1本)、中継金具(1個)、ポンプ保護カバー(1個)
消防ポンプ運搬車両及び台車の購入	消防ポンプ及び附属設備を設置できるよう改装された車両等を購入し、常時消防ポンプを積載すること。 当該車両等の専用格納庫を保有していること。 消防活動支援協定を締結していること。	1/3	500,000円	
消防ポンプ格納庫の新築、増改築	設置場所となる土地を所有し、又は占有できること。 建物について不動産登記をすること。 申請年度内に完成すること。 消防活動支援協定を締結していること。	1/2	2,000,000円	消防ポンプ格納庫に付帯する消防用資機材保管場所及び団員の打合せ場所を補助対象に含む。 土地の購入、既存建物の解体、建物の設計及び不動産登記に要する費用は、補助対象に含めない。 緊急防災・減災事業債の適用が受けられる間の時限措置とする。

機材等に対する補助金

事業区分	補助の要件等	補助率	補助限度額	備考
消火活動に必要な機材等の購入	予算の範囲内に限る。	1/2	50,000 円	(対象品目) 消防用ホース、吸水管、 管鎗、鳶口、消火栓スタン ド、消火栓ハンドル、 防火衣、活動服、ヘルメ ット、手袋、靴、ホース 巻き
消防ポンプ の修繕	予算の範囲内に限る。 消防活動支援協定を締 結していること。	1/2	500,000 円 (同一年度 2 回 目以降は上限 250,000 円)	

団員の技能の保持及び向上に係る訓練及び団員の保険加入に対する補助金

事業区分	補助の要件等	補助率	補助限度額	備考
消火活動強化訓練	技能演習に参加すること。 対象期間:前年7月～本年6月	定額	20,000 円	第4条の規定にかかわらず、技能演習の後に申請するものとし、別に定める「消火活動強化訓練及び消防ポンプ維持管理実施報告書」を添付すること。
消防ポンプ維持管理	技能演習に参加すること。 対象期間:前年7月～本年6月	定額	20,000 円	第4条の規定にかかわらず、技能演習の後に申請するものとし、別に定める「消火活動強化訓練及び消防ポンプ維持管理実施報告書」を添付すること。
自衛消防団員の保険加入費(町会等が費用負担するもの)	消防活動支援協定に基づく市加入の共済制度の対象ではない団員に係る保険加入であること。	1/2	団員1人当たり 上限 1,500 円	保険加入に要する費用に限る。

能美市自衛消防団補助金交付要綱(抜粋)